

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

平成二十八年十月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十七年十二月二十四日奈良県指令高土第二七一七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年九月十五日高土第八七九号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十八年九月十五日高土第三六一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市穴虫九五一番二の一部、九五一番三、九五一番四、九五三番一及び九五三番

一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市中曾司町六一番地の一三

高栄ハウジング有限会社 代表取締役 溝口栄一

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市穴虫九五一番二及び九五一番三の各一部

下水道 香芝市穴虫九五一番二及び九五一番三の各一部

水路 香芝市穴虫九五一番三の一部、九五一番四の一部、九五三番一及び九五三番

一一